

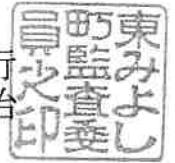


住民監査請求にかかる監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定に基づき 令和6年4月5日 に請求人(略)から提出された監査請求について、同条第5項の規定により監査を執行しました。この監査結果について、同法の規定に基づき次のとおり公表します。

令和6年5月30日

東みよし町監査委員 川原 和 行
東みよし町監査委員 三好 正 治



請求人 (略) 殿

東みよし町監査委員 川原 和行

同 三好 正治

住民監査請求にかかる監査の結果について (通知)

令和6年4月5日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の監査結果を、同法同条第5項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

■■ ■■ 氏

2 請求書の提出

令和6年4月5日

東みよし町職員措置請求書 (住民監査請求書)

3 請求の要旨

本件措置請求書によると、請求の要旨は、次のとおりと解される。

(1) 措置請求事項

- ① 庁舎統合に係る増築棟建設は不当・不法な計画となっていることから、増築棟建設に係る予算執行を停止すること。
- ② 不当な増築棟計画となった設計業務委託を行わせた町長ら関係職員は、当該業務委託に支出した費用を町に弁償すること。

(2) 請求の理由

- ① 増築棟建設場所は吉野川浸水想定区域に位置し、官庁施設の基本的性能基準では、災害応急対策活動を行う拠点室は想定される水位より高い位置にある階に配置すること等が定められているが、現増築棟計画は、基準に定められた浸水対策を行っておらず不当・不法なものである。
- ② 北側駐車場への増築棟建設計画は、既存の建物と繋ぐ渡り廊下が各階に設置で

きず不便で不合理な計画である。また、駐車場が狭くなり、災害拠点機能の確保が困難となる。

- ③ 事業認定の事前協議において、県から統合後の延べ床面積が総務省基準を大きく上回り必要最小限となっていないことが指摘されていたが、この事実を隠したまま総務省基準を上回る庁舎規模での計画であり、最小の経費で最大の効果を得るよう求める地方自治法に反する。そしてこれを隠したことは、庁舎規模が必要最小限であるか等、合理的な計画になっているかの判断を行う機会を奪うことになり不当である。

また、令和3年2月の庁舎統合に関する住民説明会の資料による当初計画では増築棟の床面積は1215㎡となっていたが、町長室や総務課等を増築棟に移すことにより1833㎡と過大な計画となった原因である。

- ④ 令和4年9月議会において、事業認定難航の理由を県から浸水対策として2mの嵩上げという実現不可能な要請があったと県に責任があるような不当な説明を行った。こうした一部の指摘事項だけを取り上げ、他の指摘事項を隠したのは虚偽の説明にあたり、この虚偽説明により建設場所を北側駐車場に変更したのは不当である。

なお、浸水対策としては1階を駐車場や倉庫、会議室といった執務室以外の用途に使用すれば良く、特に現計画の北側駐車場への増築棟建設においては、駐車場確保の観点からも合理的である。また、他の自治体や国土交通省徳島河川国道事務所でも2階以上に執務室を配置している状況から、県からの浸水対策の要請は非現実的との町の説明に正当性はなく不当である。

- ⑤ 事業認定の事前協議における県の指摘事項で庁舎間の往復時間の見直し等を求められていたが、県の指摘通り見直しすると町の庁舎統合必要理由としていた経費削減効果は減少し庁舎統合の経済的合理性はなくなる。庁舎統合は既存庁舎の老朽化問題が顕在化する20年後を見据えた検討が合理的である。

- ⑥ 増築棟建設場所を北側駐車場としたことで、庁舎を利用する住民への影響が避けられないにもかかわらず、住民が求めた説明会を開催しない等、住民合意を得ないまま庁舎計画が進められている。

- ⑦ 北側駐車場での増築棟建設は不当・不法な計画であり、結果として不当・不法な計画となった業務委託は無駄な支出となり、また、当該設計は不当な随意契約により業務委託が行われているため、不当な支出を行い町に損失を与えた町長らに設計業務委託に要した費用を町に弁償することを求める。

なお、設計業務の随意契約について監査委員は令和5年2月の監査結果で違法性はないとの判断を行っているが、違法であることを改めて主張する。監査委員は地方自治法施行令167条の2第1項の2号、5号、6号及び7号が該当するとしたが、地方自治法の趣旨及び他の自治体が採用するガイドライン等から判断すると今回の随意契約はこの条項の各号どれにも該当しない。

(3) 請求人から提出された事実を証する書面

- ① 令和6年3月9日 徳島新聞（写し）
- ② 広報東みよし町 2023年8月号（抜粋）
- ③ 東みよし町・分館新築に係る事業認定について
（R4.7.22 徳島県用地対策課作成）
- ④ 官庁施設の基本的性能基準（抜粋）
- ⑤ 災害に強い官庁施設づくりガイドライン（抜粋）
- ⑥ 江戸川区新庁舎基本設計方針（抜粋）
- ⑦ 地域に親しまれる庁舎を目指して（国土交通省徳島河川国道事務所）
- ⑧ 三加茂庁舎への庁舎統合について（令和3年2月17日説明会資料）
- ⑨ 大阪府随意契約ガイドライン（抜粋）
（以下、陳述時に提出されたもの）
- ⑩ 庁舎統合計画の変更に係る説明会を求める請願書
- ⑪ 桐生市庁舎建設基本計画（素案）
- ⑫ 鳴門市新庁舎建設基本計画

4 請求の要件審査

本件請求は、監査委員協議により請求の要件を審査した結果、法第242条、所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定した。

第2 監査の実施

本件請求について、地方自治法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

以下の項目を監査対象とした。

- (1) 庁舎統合に係る増築棟建設計画は違法・不当であるか否か。また、その予算の執行は不当なものであるか否か
- (2) 庁舎統合に係る増築棟建設計画が違法・不当であると認定した場合、その監査結果に基づき町長等関係職員に当該業務委託に支出した費用の弁償を求めるか否か。

2 請求人からの証拠の提出及び陳述等

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年4月17日に請求人の陳述の聴取を行った。

陳述には請求人が出席し、請求書及び追加資料に従って請求内容の補足説明があり、また追加資料（新たな証拠）として次の書面の提出があった。

- ⑩ 庁舎統合計画の変更に係る説明会を求める請願書

- ⑪ 桐生市庁舎建設基本計画（素案）
- ⑫ 鳴門市新庁舎建設基本計画

3 監査対象課及び弁明書の提出と陳述の聴取

総務課

令和6年4月15日に本件措置請求に対して、「弁明書」及び「増築する分館に必要な庁舎規模の算定」として総務省・国交省およびそれら算定との比較資料、「官庁施設の基本的性能基準（令和6年改定）」の対浸水に関する性能、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」等関係書類の提出があり、同月24日、副町長及び監査対象課の総務課長と担当課員から、その弁明書に従って陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 増築棟建設事業及びそれに係る費用・予算について

監査対象とした「庁舎統合に係る増築棟建設」については、令和4年12月21日に同人及びその他1名の連名で出された住民監査請求にかかる監査として、事業の事実関係を確認し、議会でも承認された計画である旨通知していること。また、今回の請求における、予算執行を停止すべきとされる、令和6年度の事業予算額は、927,600,000円であり、費用弁償を求め、設計委託業務で支出した費用は、32,500,000円であることを確認した。

(2) 事業認定について

「庁舎統合に係る増築棟建設」については、当初は、効率的な行政組織運営、維持管理経費の削減を図る目的で、民有地取得による増築を計画していたが、事業認定の事前協議の段階で、県の担当者からは「認定を出せるほどの高い公益性や緊急性がない。」との見解が出され、民有地取得に関する、副次的な効果である税の優遇措置も受けられないのであれば、用地取得に係る地権者の協力も難しくなることから、議会特別委員会からの申し入れもあり、土地収用法における事業認定を断念し、増築棟建設場所を北側駐車場に変更した経緯や計画変更の旨を議会に報告し承認されている事実について確認した。

尚、事業認定の事前協議における県の担当者からの具体的な指摘事項は、町が事業認定断念の直接的な理由としている「緊急性のある事業として防災拠点機能強化を前面に打ち出すため、最大規模の降雨（浸水深1.5m～2.0m）を想定した計画にする必要あり」以外に、請求人指摘の様に「庁舎統合後の延床面積が国交省基準や総務省基準の延床面積を大幅に上回っていることから、庁舎規模に関する根拠資料が必要」との指摘があったことを確認した。

(3) 官庁施設の基本的性能基準について

起債事業に係る要件を含め、「官公庁施設建設等に関する法律（昭和二十六年六月一日法律第百八十一号）〔最終改正 令和四年五月二十日法律第四十四号〕を確認し、庁舎規模の算定については、総務省「起債事業算定基準」、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」及び国土交通省 大臣官房官庁営繕部が令和2年6月に示している「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」を確認した。

また、監査対象課の弁明、陳述において、それぞれの算定基準に基づく算定面積の比較表が添付されており、総務省算定基準によるもの（1944.5 m²）、国土交通省算定基準によるもの（1784.6 m²）と、今回計画されている増築棟の延べ床面積（1,833.07 m²）を確認した。

(4) 災害拠点機能について

請求の理由として挙げられている「災害拠点機能の確保が困難」について、請求人が思う災害拠点機能の確保とはどのような意味合いのものであるかを確認したところ、「駐車場が狭くなることにより、支援物資や応援車両・緊急車両などの受け入れが困難になる」との主張であることを確認した。

また、監査対象課への聞き取りでは、災害対策活動を円滑に進めるため、想定最大規模の浸水高より高い位置となる、増築棟の3階に災害対策本部や危機管理課を設置する計画であること。

災害拠点機能の確保においては、町所有の施設を指定緊急避難場所として8か所、指定避難場所として本庁舎2階の三加茂公民館含め8か所の計16か所を指定していること。

支援物資等の集積場所としては、市町村地域内物資輸送拠点として『ふれアリーナみよし』を、また町内にある『福山通運』とも協定を締結していること。車中泊対応避難場所として『ダイナム』の利用を想定していること。

発生した災害の状況によっては、それぞれの状況に応じて、臨機応変な対応となることを確認した。

2 監査委員の判断

上記の事実関係の確認、監査対象課の弁明等を踏まえ、以下の通り判断する。

(1) 庁舎統合に係る増築棟建設計画は違法・不当であるか否か。また、その予算の執行は不当なものであるか否か

- ① 官庁施設の基本的性能基準は、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、国家機関の建築物の整備や保全指導等を効率的かつ的確に実施するため、計画、設計、施工等における技術基準を定めたものである。災害に対する安全の確保においては、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」に基づき、発

生頻度の低い水害に対して災害応急対策活動のために機能の維持が必要な室として災害対策本部や危機管理課を3階に設置し、災害時でも電気設備を維持するために、4階に高圧キュービクルや非常用発電機を設置するものであり、同基準やガイドラインに沿った計画と言える。

- ② 請求人は、北側駐車場への増築棟建設計画は駐車場が狭くなり、災害拠点機能の確保が困難との主張であるが、既存の西側駐車場や極近隣の三加茂中学校跡地に駐車場を整備しており、また、緊急避難場所や避難所は別途指定され、支援物資集積場所や車中泊対応避難場所等は民間事業者と協定を締結するなど、災害拠点機能の確保においては、問題ないものと判断した。
- ③ 請求人は、事業認定の事前協議における県からの「統合後の延べ床面積が総務省基準を大きく上回り必要最小限になっていない」との指摘を根拠として、最小の経費で最大の効果を得よう求める地方自治法に反するとの主張であるが、町が今回計画している増築棟は、事業認定を要する隣接地購入による増築棟の規模に比べ縮小しており、その延床面積（1833.07㎡）について、総務省算定基準（1944.5㎡）及び国交省算定基準（1784.6㎡）を算定した結果、ほぼ基準内であることから庁舎規模は適正であると認めた。
- ④ 請求人は、議会において事業認定の事前協議での県からの一部の指摘事項（浸水対策）だけを取り上げ、前述③の指摘事項（庁舎規模）等他の指摘事項を隠した虚偽の説明により、建設場所を北側駐車場に変更したのは不当との主張であるが、町は、その指摘（庁舎規模）等に対する協議（弁明）以前に浸水対策（2mの嵩上げ）が非現実的との判断から事業認定を取り下げたものとの弁明に矛盾はなく、町に県の指摘を隠す意図はなかったものと推測されることから、不当とまでは言えない。
但し、意図的でないにしても事業認定の事前協議内容（県の指摘事項や断念した経緯等）についての町の説明不足は明白であり、結果的に誤解や不信感を招く不誠実かつ不適切な対応となったことについては反省を促したい。
また、本事業だけでなく今後町が推進する主な事業の立案・計画においては、その公益性や資金計画、事業効果など、積極的な情報公開と丁寧な説明に努め、よりオープンで活発な議論に基づく事業の執行を求めたい。
- ⑤ 請求人は、事業認定の事前協議での県からの「庁舎間移動時間にかかる無駄な経費の算定根拠としている往復時間の見直し等が必要」との指摘を根拠として、経済的合理性はないとの主張であるが、庁舎間移動時間の算定は捉え方（認識相違）の問題であり、また、経済的合理性からは本事業の財源としている合併特例債の活用は大きな恩恵があることから、20年後をも見据えた計画であるとも言え、本増築棟建設計画は合理的であると言える。
尚、事業認定の事前協議においては、県から「町財政負担の軽減は認定要件としての公益性・緊急性に直結しない。」や「合併特例債の活用による町財政負担

の軽減については、緊急性の理由とはならない。」との指摘事項もあるが、事業認定申請を取り下げた本事業において、土地収用法に基づく事業認定要件を満たしていないとの指摘をもって、違法・不当とは言えない。

- ⑥ 請求人は、増築棟建設場所を北側駐車場としたことについて、住民への説明会を開催しないことから住民合意を得ていないとの主張であるが、住民合意とは、何をもって合意とするのか不明確な要素があり、北側駐車場への建設場所の変更は、住民の代表である議会の庁舎統合建設等特別委員会での審議結果が本会議の委員長報告により承認されており、また、広報や、議会だよりにも掲載され、民意の理解を得ながら推進しているとも言え、違法・不当とは言えない。

以上により、庁舎統合に係る増築棟建設計画及びその予算の執行は、違法・不当なものであるとは言えない。

- (2) 庁舎統合に係る増築棟建設計画が違法・不当であると認定した場合、その監査結果に基づき町長等関係職員に当該業務委託に支出した費用の弁償を求めるか否か。

(1) の監査結果に基づき、町長等関係職員に当該業務委託に支出した費用の弁償を求める理由はない。

尚、請求人は本請求の理由として、設計業務の随意契約が違法であることを改めて主張しているが、令和4年12月21日に同人及びその他1名の連名で出された住民監査請求に係る監査において「庁舎増築工事設計業務委託契約（随意契約）は、違法・不当とは言えない。」との監査結果を通知しており、設計業務の随意契約については、重ねて監査を実施する必要はないものと判断した。

第4 結論

以上の次第であり、本件措置請求事項①②共に、理由がないため棄却する。

以上